

「公文書公開制度一部見直し」に係る審議検討資料

1 公文書公開請求権を行使する主体について（6条関係）

現 行

(公開請求権)

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(利用者の責務)

第5条 公開請求をしようとする者は、この条例の目的に従い、その権利を正當に行使するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

検討案

案1 条文改正を行わない。

明らかな商業的目的及び大量請求については、条例1条（目的）及び条例5条（利用者の責務）に基づき、権利の濫用として、拒否処分に対応する。

案2 条文改正を行う。

市内在住者、市内在勤者、市内在学者、市内に所在する法人その他の団体及び市の行政に相当の利害関係を有する者（以下「住民」という。）を請求権を行使し得るものとし、それ以外の者については、任意の申出に対する回答として対応する。

請求権者を と同様にし、住民以外の者に対しては、窓口対応と同様に情報提供によるものとする。

公開請求による取得した情報を販売する商業的目的による利用に対し、条例6条（公開請求権）を拒否処分の根拠となりうる内容に改正して対応する。

公開請求による取得した情報を販売する商業的目的による利用に対し、条例5条（利用者の責務）を拒否処分の根拠となりうる内容に改正して対応する。

2 電磁的記録の公開方法について（14条2項関係）

現 行

（公開の実施）

第14条（略）

2 公文書の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

情報公開条例施行規則

（電磁的記録の公開方法）

第8条 条例第14条第2項の規定による電磁的記録の公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 再生装置により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げる以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又はディスプレイ装置に出力したものの視聴又はフレキシブルディスクに複写したものの交付

2 電磁的記録を印刷物として出力したものを閲覧し、又は交付する方法以外による公開は、当分の間、容易に全部が公開できる場合に限り行うものとする

検討案

案1 条文改正を行わない。

明らかな商業的目的及び大量請求については、条例1条（目的）及び条例5条（利用者の責務）に基づき、権利の濫用として、拒否処分に対応する。

案2 条文改正を行う。

条例14条2項及び施行規則を改正し、電磁的記録の公開は、電磁的記録を印刷物として出力したものにより行う。

条例14条2項及び施行規則8条2項の一部を改正し、現行制度を維持する。

3 手数料の徴収について（16条関係）

現 行

(費用負担)

第16条 この条例に基づく公文書の公開については、手数料を徴収しない。

- 2 請求者が公文書の写しの交付(電磁的記録について規則で定める方法を含む。)を受ける場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

検討案

案1 条文改正を行わない。

従来通り、公文書の写しの作成及び送付に要する費用以外は、請求者に対して費用負担は求めない。

案2 条文改正を行う。

全ての請求者から一律に徴収する。

市内在住者は無料とし、それ以外の者から徴収する。

原則として無料とするが、特定の公文書(商業的目的で請求されている文書)について、手数料を徴収する。